

令和3年度地域課題解決型市町村支援業務に係る質疑への回答

番号	質問	回答
1	事業の推進に当たり、行政から府内の関連部署・自治体・介護・生活支援などに対するご連絡及びご調整などにご協力がいただけるのでしょうか。	支援対象とする市町村は、市町村の希望等を踏まえ、委託事業者とも協議の上で京都府において選定します。また、その他関連部署等については、具体的な支援状況を見ながら、必要に応じ行政も調整を行います。
2	支援対象の3市町村以上とありますが、設定基準はありますか。	
3	市町村支援の対象となる3市町村は既に候補先はあるのか。あるとすれば、その選定先及びその選定理由も含めて教えていただけるのか。	支援対象とする市町村は、市町村の希望等を踏まえ、委託事業者とも協議の上で京都府において選定します。なお、支援対象は5市町村までと考えています。
4	3市町村以上とあるが、最大何市町村を想定されているか。	
5	市町村支援の選定において京都府が重視している点はどのような内容か。	まずは、総合事業の実施に当たり課題感を持ち、今回の支援を希望する市町村を選定したいと考えます。
6	事業の具体的なイメージについて 本事業は総合事業の充実を図る上で、第2層コーディネーターや協議体の充実を推進するイメージでしょうか。A型だけでなくB型やD型の取組を増やすことが求められますか。 市町村の協議体との連携しながら事業展開を考えていますか。	市町村がB型、D型を含む総合事業の「多様なサービス」の拡充を図るためには、その拡充に向け、生活支援体制整備（生活支援コーディネーターや協議体活動）の推進・強化は不可欠なものと考えますが、市町村の状況に応じた支援を行っていきます。
7	今回の市町村支援はあくまでも仕様書に記載されている「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）をメインに考えればよいのか。地域支援事業の対象範囲を拡大解釈してよいものか（生活支援体制整備事業など）	
8	京都府への伴走支援とあるが、京都府が中心的に市町村支援を行い、委託事業者はその支援推進のサポートをしていくという認識でよいのか。	認識のとおりではありますが、京都府による支援のノウハウ不足等もありますので、積極的なサポートをお願いします。また、具体的な支援内容、方法、助言方法等について企画提案書に記載をお願いします。
9	他地域の支援事例における支援アプローチとは、他地域での支援実績を踏まえて、京都府が行う市町村支援のアプローチ方法を提案するという意味であっているのか。	お考えのとおりで結構です。
10	保健所による市町村訪問への同行・アドバイスの日程調整は、委託事業者が行うのか、京都府が窓口となるのか。	委託事業者とも調整の上、京都府が窓口となって行うことを考えています。
11	支援対象市町村への訪問について 1市町村あたりの支援3回は、どれくらいの間隔で考えればいいですか。	企画提案書には、想定している支援内容及び方法、スケジュールや専門家チームからの助言方法等の記載をお願いしているところです。 支援3回の間隔や簡易調査の実施についても、企画提案書の中でご提案をお願いします。
12	市町村支援のヒアリング前に、対象市町村に対して実態把握のための簡易調査を実施してもよいのか。	簡易調査の実施も含め、本事業で行う支援内容、方法、スケジュール等について企画提案書においてご提案をお願いします。
13	想定される支援内容として、「保健所による市町村支援への同行・アドバイス」と記載されていますが、京都府において想定されている取組等がありますでしょうか。	市町村への支援回数は3回としていますが、その場における支援・助言を受けるだけでなく、委託事業者・専門家の助言以外に、市町村自らの取組が必要になると想定します。その点も踏まえ、支援内容、方法等として企画提案書の中でご提案をお願いします。

14	スケジュールについて、支援市町村の決定時期、市町村支援検討会の開催時期、支援実施報告会の開催時期の見込があればご教示ください。	支援市町村の決定は、委託事業者決定後速やかに決定する予定です。 その他の開催時期については、支援内容とともに企画提案書の中でご提案をお願いします。 なお、支援実施報告会は、本事業での支援状況をとりまとめた報告会であるため、委託期間の終了時期(年度末)になることが見込まれます。
15	事前の課題把握のために対象市町村に対して、介護保険事業計画を作成した際のデータや国保データベース等の既存情報の提供をお願いできるか。	支援に必要な既存情報の提供依頼は可能であると考えます。
16	市町の課題把握にあたっては、事前に現時点での府が把握している独自のデータや情報を共有してもらえるか。	支援に必要な既存情報の提供は可能です。
17	ヒアリングや市町村への訪問人数は何名程度を想定しているのか。また、web等での参加を認めていただけなのか。	具体的な訪問人数の想定はありません。また、支援先市町村等の状況も見ながらですが、オンラインでの支援もあり得ると考えております。
18	専門家については、「まちづくり、地域づくり、住民活動など総合事業の関連分野の専門家の確保」と記載されているが、どのような専門家をイメージしているか(研究職・教授や、実業家であれば地域づくりを行ったものなど)総合事業の関連分野ということであれば、リハビリテーション専門職などの専門職も含まれるのか。	「研究職・教授や、実業家として地域づくりを行ったものなど」のイメージで結構です(それ以外の適当な立場の方がおられたら、その方でも結構です)。 リハビリテーション専門職も含まれますが、現状でも関わっていることが多いのではないかと考えられます。
19	「委託事業者は、まちづくり、地域づくりや住民活動など総合事業の関連分野の専門家を確保し、委託事業者と専門家により、市町村及び市町村支援を行う京都府への伴走支援を行うこと。」と記載されているが、専門家は委託事業者の職員でもよいのか。	専門家は委託事業者の職員でも結構ですが、総合事業の関連分野は幅広い分野が関連すると考えますので、必要に応じ外部の専門家も確保いただき、それら専門家チームの構成、助言方法等について企画提案書に記載をお願いします。
20	専門家への謝金等について、委託事業者が専門家を確保し、とあります。専門家への謝金等は委託費に含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、見積は市町村支援3回×3市町村+検討会3回でよろしいでしょうか。	専門家への謝金等は委託費に含まれます。 見積には市町村支援、検討会の他に「支援実施報告会」も含まれます。
21	支援伴走団体について 本事業における保健所の位置づけを教えてください。 本事業に京都府社協は関与しないのでしょうか。	京都府においては、住民主体のサービスの充実や、地域の支え合いの推進に向け、平成30年度より、各保健所に「共助型生活支援推進隊」を設置し、生活支援体制整備の促進(生活支援コーディネーター・協議隊の機能強化)や地域ケア会議等への参画等市町村支援を行っているところです。 各市町村の状況に応じ、保健所単位での研修などにも取り組んできましたが、総合事業の関連分野は多岐にわたり、保健所での支援ノウハウが十分でないことから、十分な支援ができていないとは言えない現状にあることから、本事業において「市町村支援検討会」を開催し、市町村支援に係る情報交換、ノウハウの共有により、府(保健所)による市町村支援の充実に向けた方策を検討することとしています。
22	各保健所における「共助型生活支援推進隊」のこれまでの取組について、開始時期、支援内容や支援した自治体、成果、課題等についてご教示いただけますでしょうか。	また、京都府社協については、本事業に直接的には関与していませんが、市町村社会福祉協議会に対する生活支援体制整備に係る研修等、共に総合事業の推進を図っているところであり、事業の実施する中で必要に応じ連携しながら実施することが考えられます。
23	京都府における総合事業の充実に向けた市町村支援方策の検討とは、専門家チームの伴走支援を通じた市町村の取組をベースとして他市町村に展開する方法を議論することを想定しているのか。	お考えのとおりです。
24	今後の事業展開について 本事業の実施にあたり、次年度は水平展開を考えていますか。また、その為の作業も必要でしょうか。	次年度以降の水平展開のため、委託業務において「市町村支援検討会の開催」「市町村に対する支援実施報告会」を行うこととしております。
25	「企画提案仕様書」に記載のある「3(3)市町村に対する支援実施報告会の開催」については、場合によっては「3(2)市町村支援検討会」と同時開催とすることは可能でしょうか。	それぞれの実施目的等を踏まえ、効果的と考えられる場合、両者を同時開催とすることは差し支えないこととします。